第	2 4	4	口		/	行	B	市		農	業	委			会	議	事	録	
開	催年	月	日			令	和	7 年	5	月	2 6	日							
開	催	場	所			行	田	市産	業	文	化会	館	2	A	会 諱	& 室			
開	議	時	刻				() 時 (0 0	分									
閉	議	時	刻				() 時	3 8	分									
会:	Ę	蔣	长 間	光	治			会長代理	里		中村	賢	→ •	伊」	東普	大			
農	議席 番号	氏	;		名		摘		要		議席 番号	氏			名	指	5	要	Ī
業	1	藤	間	光	治	出	〇 f	朝 久	Ž.	席	9	新	井	健	_	出C	席	欠	席
委	2	中	村	賢		出	O #	乾 久	Ž.	席	10	関	П	浩	幸	出C	席	欠	席
員	3	寺	田	浩	市	出	O /	朝 久	Ź	席	11	伊	東	普	丈	出C	席	欠	席
出	4	赤	羽	修		出	〇 f	朝 久	Ž.	席	12	田	口	隆	_	出C	席	欠	席
席	5	髙	澤	克	芳	出		朝 久		席	13	宮	﨑		薫	出C	席	欠	席
状	6	Л	島	悦	男	出		乾 久		席									
況	7	太	田		実	出	O #	朝 久	ζ	席									
1) [8	間	々	田 英	治	出	O #	第	Ž.	席									

	地区 番号	氏		名	名 指		摘			地区 番号	氏			名		摘		要		
農 地	1	長	谷	Ш	浩	出	\bigcirc	席	欠	席	(1)									
利	2										12									
用最	3	石	島		稔	出	0	席	欠	席	13									
適 化	4	浜	Щ	Ŗ	湯 子	出	0	席	欠	席	14)	宇	田川	はる	5 江	出	〇 席	:	欠	席
	5	森	田	_	一 男	出	\circ	席	欠	席	15									
推進委員出	6										16)									
員 出	7	江	袋	左	手 史	出	\bigcirc	席	欠	席	17)	島	嵜	典	緒	出	〇 席	:	欠	席
席 状	8										18)	荻	原	増	夫	出	〇 席	:	欠	席
況	9										19	諸	貫	達	也	出	〇 席	:	欠	席
	10										20									
												月	司		長		小	林		誠
関係者											書	ž	欠		長		広	田	敦	史
											記	=	È		事		髙	澤	茉	鈴

1 開会	事務局長	開会宣告(9:00)
2 会長あいさつ	会長	あいさつ
3 議長選出		農業委員会会議規則の規定により議長は会長が務める旨報告。
		(会長が議長となり、以後の議事を進行)
4 議事録署名人の選出	議長	議事録署名人の選出についてですが、新井委員、宮﨑委員のご両名にお願いいたします。
5 議事		それでは、これより議事に入ります。
「議案第1号」		はじめに『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題とい
農地法第3条第1項		たします。
の規定による許可申請		事務局より説明をいたさせます。
書に対する審議につい	事務局次長	議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。
T		議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号は、5件となっております。
		進行番号1でございますが、下須戸○○○番地○ ○○ ○○さんが、東京都荒川区南千住○丁目○○番
		○号 ○○ ○○さんが所有する下須戸字井堀内○○○○番、地目:畑、293㎡について、経営の拡大を図
		るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。
		場所につきましては、位置図の1ページをご覧ください。下須戸農民センターの東に位置する下須戸地内
		の集落内農地でございます。
		次に進行番号2でございますが、群馬県館林市野辺町〇〇〇番地 有限会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表
		取締役 ○○ ○○さんが、○○○○○○が所有する酒巻字宅地○○○○番、地目:田、1, 165㎡につ
		いて、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。
		場所につきましては、位置図の2ページをご覧ください。羽生妻沼線の北に接する酒巻地内の集落内農地
		でございます。
		次に進行番号3でございますが、犬塚〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが、犬塚〇〇〇番地〇 〇〇 〇さん
		が所有する犬塚字反町○○○○番、地目:田、720㎡ について、経営の拡大を図るため、贈与により所
		有権の移転を行おうとするものでございます。
		場所につきましては、位置図の3ページをご覧ください。大塚集会所の北に位置する農振農用地でござい
		ます。
		次に進行番号4でございますが、羽生市大字下新郷〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが、東京都日野市高幡〇
		○○○番地○-○○○ ○○ ○○○さんが所有する下須戸字辰発○○○番、外3筆、地目:田、計7,36
		7 ㎡、について、経営の拡大を図るため、贈与により所有権の移転を行おうとするものでございます。

場所につきましては、位置図の4ページをご覧ください。羽生市境に近い下須戸地内に位置する農振農用 地でございます。 次に進行番号5でございますが、越谷市中島○丁目○○番地○ ○○○○○○○○株式会社 代表取締役 ○ 3.8 ㎡、について、経営の拡大を図るため、贈与により所有権の移転を行おうとするものでございます。 場所につきましては、位置図の5ページをご覧ください。ページの左側、武蔵水路とさきたま霊園に挟ま れたご覧の農地でございます。 以上、議案第1号について、事務局で農地法第3条の許可基準を審査すると共に、現地の耕作状況等を調 査しましたところ、いずれも許可相当と思慮されることからご提案するものでございます。 以上、説明とさせていただきます。 事務局から議案第1号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいた 議長 します。 中村委員 進行番号5ですが、この場所で何を作るのですか。また、どこかに拠点があるのですか。 主事 作る作物はお米になります。 拠点は渡柳地内に建物を持っていますので、そこを拠点にしております。 事務局次長 中村委員 経営面積○○○aとなっていますが、場所はこの近辺にあるのですか。 事務局次長 利用権で契約している場所もあるのですが、基本的にはこの辺になります。 議長 他にございますか。 (なし) 他にないようですので、議案第1号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。 議長 (全員举手) 議長 挙手全員と認めます。よって議案第1号は承認することといたします。 『議案第2号』 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」、を議題といたし 農地法第4条第1項 ます。 の規定による許可申請 事務局より説明をいたさせます。 書に対する審議につい事務局次長 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の2ページをお願いいたします。議案第2号は、2件となっております。 7 |進行番号1でございますが、堤根○○○○番地 ○○○ ○○さんが、自己所有の堤根字中通○○○○番○、 地目:田、533㎡について、農家住宅の敷地拡張をしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、申請地で農業を営んでおりますが、隣接地を障がい者就労施設用地として貸渡す手続きの際に、自宅敷地である申請地の地目が農地であることが判明いたしました。申請地は、昭和45年の都市計画の区域区分の設定以前から、農地でないことが航空写真により確認でき、転用することによる周囲への影響もないことから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の7ページをご覧下さい。石田堤歴史の広場の北に位置する堤根地内の集落 内農地でございます。なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、申請地と合計すると、面積は1, 169.62㎡になる予定でございます。

申請人は、現在、申請地で農業を営んでおりますが、父からの相続手続きの際に自宅敷地である申請地の地目が農地であることが判明いたしました。申請地は、昭和45年の都市計画の区域区分の設定以前から、農地でないことが航空写真により確認でき、転用することによる周囲への影響もないことから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の8ページをご覧下さい。北小学校の西に位置する谷郷地内の集落内農地でございます。なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、申請地と合計すると、面積は770.3 $5\,\mathrm{m}$ になる予定でございます。

以上で議案第2号の説明を終わりますが、去る5月20日に現地調査をしていただきました髙澤委員が本日は都合により欠席となっておりますので、報告書の代読を寺田委員にお願いいたします。

寺田委員

去る5月20日、私と髙澤委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。

議長

事務局から議案第2号についての説明及び寺田委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(なし)

議長

ご意見、ご質問がないようですので議案第2号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。

(全員举手)

『議案第3号』

農地法第5条第1項 の規定による許可申請 書に対する審議につい 事務局次長 7

議長

举手全員と認めます。よって議案第2号は承認することといたします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」、を議題といたし ます。

事務局より説明をいたさせます。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の2ページをお願いいたします。議案第3号は、6件となっております。

- 進行番号1でございますが、鴻巣市南○丁目○○番○号 ○○ ○○さんが、渡柳○○○番地 ○○ ○○ さん外1名がそれぞれ所有する渡柳字神明前○○○○番○、地目:畑、117㎡ 外1筆、計419㎡につ いて、売買により住宅1棟、81.98㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでござい ます。

申請人は現在、鴻巣市内の持家で家族と共に生活しておりますが、家族4人で生活するには手狭であり、 もう少し間取りの広い住居を構えたいと実家の近くで住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承 諾が得られたため申請に至ったものでございます。現在居住している住宅は売却するために、既に不動産業 者と専任媒介契約を結んでおり、また、申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であ ると思慮されます。

場所につきましては、位置図の5ページをご覧ください。ページ右側の斜線部分でさきたま霊園の南東に 位置する渡柳地内の集落に接する農地でございます。

成年被後見人 ○○ ○○さん及び成年後見人 ○○ ○○さんが所有・管理する下須戸字広島○○○番 ○、地目:畑、429㎡について、売買により住宅1棟、59.73㎡を建築するための敷地にしたいとし て申請があったものでございます。

申請人は現在、市内の借家で家族と共に生活しておりますが、何かと手狭であり、将来の事を考えて住宅 の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地 は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の9ページをご覧ください。地域交流センターの西に位置する下須戸地内の 集落に接する農地でございます。

次に進行番号3でございますが、鴻巣市寺谷○○○番地○ 社会福祉法人○○○○ 理事長 ○○ ○○ さんが、埼玉○○○○番地○ ○○ ○○さん外1名がそれぞれ所有する埼玉字下屋敷通○○○○番○、地 目:田、940㎡ 外1筆、計1,730㎡について、売買により保育所1棟、601.11㎡の建築及び

道路後退用地にしたいとして申請があったものでございます。

こちらの案件は昨年6月に1度申請があり、補助金の関係で一度取り下げをしましたが、今回改めて補助金の内示がでたことから申請に至ったものでございます。

申請人は現在、道路を挟んだ隣接地で保育所の経営をしておりますが、現在の建物は老朽化が著しく不便 を感じていたため、園舎の建て替えを計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至っ たものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の6ページをご覧ください。ページ右側の斜線部分で、埼玉小学校の南に位置する埼玉地内の集落に接する農地でございます。

申請人は、東京都に本社を置き、太陽光発電事業を全国的に展開しておりますが、再生可能エネルギー促進のため、新たな事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。事業計画では、太陽光パネルを計960枚設置し、その他発電設備等を整備するものでございます。発電容量は高圧の333.3kw、年間発電量が71万kwhで、設備の周囲を高さ1.8mのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。事業計画を精査したところ、実現可能性があり、また、申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の10ページをご覧ください。みすゞ製作所の東に位置する斎条地内の集落 内農地でございます。

申請人は、千葉県に本社を置き、地球温暖化の解消及び国内のエネルギー問題の解決を目的に再生可能エネルギー事業を営んでおりますが、新たな事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。

進行番号5の事業計画は、太陽光パネルを計164枚設置し、発電容量は低圧の49.5kw、年間発電量 が11万7.909kwh、進行番号6の事業計画は、太陽光パネルを計180枚設置し、発電容量は低圧の4 9. 5 kw、年間発電量が12 25 3、82 2 kwh、であり、それぞれ設備の周囲を高さ1.2 2 mのフェンスで囲 い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。 事業計画を精査したところ、いずれも実現可能性があり、また、申請地は集落内に介在する農地であるこ とから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の11ページをご覧ください。下の斜線部分が進行番号5、上の斜線部分が 進行番号6になりまして、どちらも和田農村センターの西に位置する和田地内の集落内農地でございます。 以上で議案第3号の説明を終わりますが、去る5月20日に現地調査をしていただきました髙澤委員が本 日は都合により欠席となっておりますので、報告書の代読を寺田委員にお願いいたします。 寺田委員 去る5月20日、私と髙澤委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局か ら申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許 可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお 願いいたします。 議長 事務局から議案第3号についての説明及び寺田委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご 質問等がありましたらお願いいたします。 宮﨑委員 市のLINEでソーラーパネルを設置する際に、その場所から50メートルの範囲内の居住者等に対して 説明会等をするというような内容のものが配信されましたが、今度はそれが要件になるのでしょうか。 事務局次長 環境課のほうで太陽光の設置に関するガイドラインを作成しまして、適用されるのが今年の10月からに なります。適用されればガイドラインの順守を指導していくことになりますが、していないから受け付けら れないということは出来ないと思います。 他にございますか。 議長 (なし) ご意見、ご質問がないようですので議案第3号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願 議長 います。 (全員举手) 挙手全員と認めます。よって議案第3号は承認することといたします。 議長 『報告事項』 次に報告事項でございます。専決事項に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、

お聞き取りいただきますようお願いいたします。

F	_	,
	主事	議案書4ページをご覧ください。
		(1)(2)につきましては、市街化区域内における転用でございます。市街化区域内における転用行為は、
		届出の手続きとなっております。
		(1)「農地法第4条第1項第6号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。
		本件は、1件の届出があり、転用目的は、住宅敷地でございます。添付書類も完備されておりましたので、 受理をしたものでございます。
		(2)「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。
		本件は、6件の届出があり、転用目的は、自己用住宅、境内地、駐車場、アパート専用住宅(7棟)、駐車
		場でございます。添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。
		以上で報告事項を終わります。
	議長	事務局から報告事項についての説明がございました。報告事項となりますので、宜しくお願いいたします。
	时 八	以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。皆様のご協力に
		よりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げまして、議長の職を解かせていただきます。
		ありがとうございました。
6 その他	事務局長	のりかとうこさいました。 つづきまして、その他でございます。
	主事	・農業税制関係要望に対する意見集約への協力依頼について
	土爭	・ 地域計画に関するアンケート調査に対する協力依頼
	農政課課長	・地域計画に係る協議の場の開催について(7月~8月開催分)
	農政課主査	・行田市農産物等病害虫防除対策費補助金について
7 問人	7	
7 閉会	事務局長	以上をもちまして、第23回農業委員会を終了いたします。
		本日は、ありがとうございました。
		(9:38)

と認めた事項			
この議事録に記載	載して あ	ある顛末に相違ないことを証するため署名する。	
令和 年	月	日	
		議長	
		署名委員	
		署名委員	